日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

81

公告

○当せん金付証票の発売委託…（財務局主計部公債課）…一

雑報

○当せん金付証票の発売委託（二件）……

……（全国自治宝くじ事務協議会）…二

公告

当せん金付証票の発売委託について

当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和八年九月三十日

東京都知事　小　池　百合子

一　名称　第二千六百七十二回東京都宝くじ
二　発売総額及び枚数　二億円　二百万枚
三　証票金額　一枚百円
四　発売期間　令和九年一月六日から同月二十六日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して八千三百九十万円
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　売りさばき及び当せん金支払手数料　発売総額に対して千二百六十八万三千九百九十円
八　その他発売経費　発売総額に対して二千八十八万円
九　受託申請期限　令和八年十月十三日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第二千六百七十三回東京都宝くじ
二　発売総額及び枚数　十二億円　六百万枚
三　証票金額　一枚二百円
四　発売期間　令和九年一月十三日から同年二月八日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して五億二千九百九十万円
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　売りさばき及び当せん金支払手数料　発売総額に対して七千二百二十七万九千七百九十円
八　その他発売経費　発売総額に対して一億一千六百四十万円
九　受託申請期限　令和八年十月十三日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第二千六百七十四回東京都宝くじ
二　発売総額及び枚数　二億円　百万枚
三　証票金額　一枚二百円
四　発売期間　令和九年一月二十日から同年二月十六日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して九千五百万円
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　売りさばき及び当せん金支払手数料　発売総額に対して千九百六十二万八千四百円
八　その他発売経費　発売総額に対して千百十七万一千円
九　受託申請期限　令和八年十月十三日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第二千六百七十五回東京都宝くじ
二　発売総額及び枚数　二億円　二百万枚
三　証票金額　一枚百円
四　発売期間　令和九年二月十七日から同年三月九日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して九千百九十万円
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　売りさばき及び当せん金支払手数料　発売総額に対して千二百六十八万三千九百九十円
八　その他発売経費　発売総額に対して二千八十八万円
九　受託申請期限　令和八年十月十三日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第二千六百七十六回東京都宝くじ
二　発売総額及び枚数　二億円　二百万枚
三　証票金額　一枚百円

四　発売期間	令和九年三月十日から同月三十日まで
五　当せん金の総額	発売総額に対して八千五百九十万円
六　委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千二百七十万五千九百九十円
八　その他発売経費	発売総額に対して二千八十八万円
九　受託申請期限	令和八年十月十三日
十　その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称	第二千六百七十七回東京都宝くじ
二　発売総額及び枚数	六億円　三百万枚
三　証票金額	一枚二百円
四　発売期間	令和九年三月十三日から同月三十一日まで
五　当せん金の総額	発売総額に対して二億七千四百九十万円
六　委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して三千六百十四万八千九十円
八　その他発売経費	発売総額に対して五千八百二十万円
九　受託申請期限	令和八年十月十三日
十　その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

雑報

当せん金付証票の発売委託について

当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和八年九月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長　東京都知事　小池　百合子

一　名称	第千百三十九回全国自治宝くじ
二　発売総額及び枚数	十億五千万円　三百五十万枚
三　証票金額	一枚三百円
四　発売期間	令和九年一月十三日から同年二月八日まで
五　当せん金の総額	発売総額に対して四億八千三百万円
六　委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して八千七百二十六万二百五十円
八　その他発売経費	発売総額に対して九千四百九十二万円
九　受託申請期限	令和八年十月十三日
十　その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称	第千百四十回全国自治宝くじ
二　発売総額及び枚数	八億円　四百万枚
三　証票金額	一枚二百円
四　発売期間	令和九年一月二十日から同年二月二日まで
五　当せん金の総額	発売総額に対して三億八千万円
六　委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して八千六十五万二千円
八　その他発売経費	発売総額に対して五千六十四万円
九　受託申請期限	令和八年十月十三日
十　その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称	第千百四十一回全国自治宝くじ
二　発売総額及び枚数	六億円　三百万枚
三　証票金額	一枚二百円
四　発売期間	令和九年一月二十七日から同年二月八日まで
五　当せん金の総額	発売総額に対して二億八千五百万円
六　委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

七　売りさばき及び当せん金支払手数料　発売総額に対して六千六十五万四千円
八　その他発売経費　発売総額に対して三千七百九十八万円
九　受託申請期限　令和八年十月十三日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第千百四十二回全国自治宝くじ
二　発売総額及び枚数　十三億円　千三百万枚
三　証票金額　一枚百円
四　発売期間　令和九年一月二十七日から同年二月十六日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して五億六千四百七十万円
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　売りさばき及び当せん金支払手数料　発売総額に対して八千二百六十四万九千二百七十円
八　その他発売経費　発売総額に対して一億三千六百五十万円
九　受託申請期限　令和八年十月十三日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第千百四十三回全国自治宝くじ
二　発売総額及び枚数　十四億円　七百万枚
三　証票金額　一枚二百円
四　発売期間　令和九年二月三日から同年三月二日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して六億六千五百万円
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　売りさばき及び当せん金支払手数料　発売総額に対して一億四千二百一万八千八百円
八　その他発売経費　発売総額に対して八千八百六十二万円
九　受託申請期限　令和八年十月十三日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第千百四十六回全国自治宝くじ
二　発売総額及び枚数　十四億円　七百万枚
三　証票金額　一枚二百円
四　発売期間　令和九年二月十七日から同年三月十六日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して六億六千五百万円
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　売りさばき及び当せん金支払手数料　発売総額に対して一億三千九百十万五百円
八　その他発売経費　発売総額に対して八千八百六十二万円
九　受託申請期限　令和八年十月十三日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第千百四十七回全国自治宝くじ
二　発売総額及び枚数　十二億円　六百万枚
三　証票金額　一枚二百円
四　発売期間　令和九年三月三日から同月三十日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して五億七千万円
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　売りさばき及び当せん金支払手数料　発売総額に対して一億二千百一万七千六百円
八　その他発売経費　発売総額に対して七千五百九十六万円
九　受託申請期限　令和八年十月十三日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第千百四十八回全国自治宝くじ
二　発売総額及び枚数　十億円　千万枚
三　証票金額　一枚百円
四　発売期間　令和九年三月十三日から同月三十日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して四億八千万円
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　売りさばき及び当せん金支払手数料　発売総額に対して一億九百二十六万三千円
八　その他発売経費　発売総額に対して一億一千六十万円
九　受託申請期限　令和八年十月十三日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第千百四十九回全国自治宝くじ
二　発売総額及び枚数　九億円　三百万枚
三　証票金額　一枚三百円
四　発売期間　令和九年三月十三日から同月三十一日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して四億一千四百万円
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七　売りさばき及び当せん金支払手数料　発売総額に対して七千四百六十一万三千円
八　その他発売経費　発売総額に対して八千百三十六万円
九　受託申請期限　令和八年十月十三日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第千百五十回全国自治宝くじ
二　発売総額及び枚数　八億円　四百万枚
三　証票金額　一枚二百円
四　発売期間　令和九年三月十七日から同月三十一日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して三億八千万円
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　売りさばき及び当せん金支払手数料　発売総額に対して七千九百二十八万八千円
八　その他発売経費　発売総額に対して五千六十四万円
九　受託申請期限　令和八年十月十三日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

当せん金付証票の発売委託について

当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和八年九月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長　東京都知事　小池　百合子

一　名称　第二百四十四回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二　発売総額及び枚数　四億五千万円　百五十万枚（一億五千万円を一単位（一ユニット）として三単位（三ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
三　証票金額　一枚三百円
四　発売期間　令和九年一月一日から同月三十一日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して二億二百五十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　当せん金支払手数料　発売総額に対して八十三万三千四百六十七円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八　その他発売経費　発売総額に対して六千七百四十三万七千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九　受託申請期限　令和八年十月十三日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第二百四十五回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二　発売総額及び枚数　三億円　百五十万枚（一億円を一単位（一ユニット）として三単位（三ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
三　証票金額　一枚二百円
四　発売期間　令和九年一月一日から同月三十一日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、

六　委託対象事務の範囲　発売状況等により増減する場合がある。
七　当せん金支払手数料　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
八　その他発売経費　発売総額に対して八十万八千四百八十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九　受託申請期限　発売総額に対して四千五百八十九万一千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
十　その他　令和八年十月十三日
受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第二百四十六回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二　発売総額及び枚数　四億円　四百万枚
（一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
三　証票金額　一枚百円
四　発売期間　令和九年一月一日から同月三十一日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　当せん金支払手数料　発売総額に対して二百八十一万六千四百四十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八　その他発売経費　発売総額に対して五千八百八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九　受託申請期限　令和八年十月十三日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第二百四十七回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二　発売総額及び枚数　十五億円　五百万枚
（三億円を一単位（一ユニット）として五単位（五ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
三　証票金額　一枚三百円
四　発売期間　令和九年二月一日から同年三月三十一日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して六億七千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　当せん金支払手数料　発売総額に対して二百七十四万八千二百八十四円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八　その他発売経費　発売総額に対して二億二千四百七十九万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九　受託申請期限　令和八年十月十三日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第二百四十八回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二　発売総額及び枚数　四億五千万円　百五十万枚
（一億五千万円を一単位（一ユニット）として三単位（三ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
三　証票金額　一枚三百円
四　発売期間　令和九年二月一日から同月二十八日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して二億二百五十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　当せん金支払手数料　発売総額に対して七十八万一千四百五十九円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八　その他発売経費　発売総額に対して六千七百四十三万七千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九　受託申請期限　令和八年十月十三日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第二百四十九回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二　発売総額及び枚数　七億円　三百五十万枚
（一億円を一単位（一ユニット）として七単位（七ユニット）。ただし、発売状況により、原

三　証票金額　一枚二百円
四　発売期間　令和九年二月一日から同年三月三十一日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して三億一千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　当せん金支払手数料　発売総額に対して百八十八万五千七百三十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八　その他発売経費　発売総額に対して一億七百七万九千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九　受託申請期限　令和八年十月十三日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第二百五十回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二　発売総額及び枚数　三億円　百五十万枚（一億円を一単位（一ユニット）として三単位（三ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
三　証票金額　一枚二百円
四　発売期間　令和九年二月一日から同月二十八日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　当せん金支払手数料　発売総額に対して八十四万二千七百一円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八　その他発売経費　発売総額に対して四千五百八十九万一千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九　受託申請期限　令和八年十月十三日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第二百五十一回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二　発売総額及び枚数　四億円　四百万枚（一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
三　証票金額　一枚百円
四　発売期間　令和九年二月一日から同月二十八日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　当せん金支払手数料　発売総額に対して二百八十一万六千四百四十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八　その他発売経費　発売総額に対して五千八百八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九　受託申請期限　令和八年十月十三日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第二百五十二回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二　発売総額及び枚数　四億五千万円　百五十万枚（一億五千万円を一単位（一ユニット）として三単位（三ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
三　証票金額　一枚三百円
四　発売期間　令和九年三月一日から同月三十一日まで
五　当せん金の総額　発売総額に対して二億二百五十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七　当せん金支払手数料　発売総額に対して八十四万一千百九十六円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八　その他発売経費　発売総額に対して六千七百四十三万七千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九　受託申請期限　令和八年十月十三日
十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第二百五十三回インターネット専用全国自治宝

二　発売総額及び枚数　くじ（クイックワン）
三億円　百五十万枚
（一億円を一単位（一ユニット）として三単位（三ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）

三　証票金額　一枚二百円

四　発売期間　令和九年三月一日から同月三十一日まで

五　当せん金の総額　発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。

六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七　当せん金支払手数料　発売総額に対して七十六万八千四百四十四円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。

八　その他発売経費　発売総額に対して四千五百八十九万一千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。

九　受託申請期限　令和八年十月十三日

十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一　名称　第二百五十四回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）

二　発売総額及び枚数　四億円　四百万枚
（五千万円を一単位（一ユニット）として八単位（八ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）

三　証票金額　一枚百円

四　発売期間　令和九年三月一日から同月三十一日まで

五　当せん金の総額　発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。

六　委託対象事務の範囲　当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七　当せん金支払手数料　発売総額に対して二百八十六万九千三百二十八円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。

八　その他発売経費　発売総額に対して五千八百八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。

九　受託申請期限　令和八年十月十三日

十　その他　受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

発行　東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号　163−8001
定価　本号　一箇月　六、六〇〇円　三〇円（郵送料を含む。）
印刷所　勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話　〇三（三八一二）五二〇一（代）
郵便番号　113−0001

FSC ミックス紙 FSC® C006270
リサイクル適性Ⓐ